

議案第 2 2 号

長久手市特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

長久手市特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 2 月 2 0 日提出

長久手市長 佐藤有美

説 明

この案を提出するのは、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行による生活保護法の一部改正に伴い、長久手市特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するため必要があるからである。

長久手市条例第 号

長久手市特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

長久手市特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年長久手市条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表第1（第4条関係） 【別記1 参照】	別表第1（第4条関係） 【別記1 参照】

【別記1】

改正後

執行機関	事務
1 市長の項から26 市長の項まで	（略）
27 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学・就職準備給付金</u> の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

改正前

執行機関	事務
1 市長の項から 2 6 市長の項まで (略)	
2 7 市長	生活に困窮する外国人に対する生活保護法(昭和25年法律第144号)に準じて行う保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、被保護者健康管理支援事業の実施、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案の概要

1 改正の趣旨

この条例は、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律の施行による生活保護法の一部改正に伴い、長久手市特定個人情報の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正するものです。

(背景・目的) 生活に困窮する外国人に対する生活保護法に準じて行う進学・就職準備給付金の支給事務に関し、特定個人情報を利用することを目的として改正を行うものです。

2 改正の内容

「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改めること。(別表第1関係)

3 今後の影響

条例の改正により、外国人の生活保護受給者も、日本人の生活保護受給者と同様に、進学・就職準備給付金の支給事務に特定個人情報を利用することができるようになります。

4 附則について

この条例は、公布の日から施行するものとします。